

令和4年度 市民の声一覧(令和4年4月1日～令和4年9月30日)

受付日	区分	件名	市民の声の内容	担当課	回答(対応)の内容
6月	子ども・教育	子育て支援について	<p>私たち夫婦は元々高知市に住んでいましたが、現在は〇〇県の〇〇市に〇年ほど住んでおりますが、昨年第一子を授かり、今年は第二子を出産予定です。偶然移り住んだ街ですが、ありがたいことに子育て支援が充実しており年々人口増加もしています。いよいよ私たちも住む場所を決めなければならなくなったのですが、両親の事を考えると高知へ戻る方がいいのではないかと考えました。しかし、子供の事を思うとこちらでの生活がいいのではないかとも思い、高知市へ戻る事に踏み切りがつきません。この機会に高知市の子育て支援を調べましたが、市役所に問い合わせをしても窓口がそれぞれで違い、対応も質問への返答のみで子育てに関する情報がいまいち分かりづらいなと感じました。私自身高知が好きですし、高知の素晴らしい自然や家族のいる故郷で子育てをしたいと思う反面、未来を担う子供や親への支援が県によってこんなにも違うのかと驚き、子どもの将来や自分達にとっても高知への移住は難しいと思いました。高齢化社会になる中で高齢者への支援ももちろん大切ですが、これからの未来託された子供達や!、これから子供にかけようと考える世代、子育て世代への支援にも是非力を入れてもらいたく、今回意見として投稿させて頂きました。今後、どのような支援を行っていくのかなど予定がございましたらお聞きしたいと思います。</p>	母子保健課 子ども育成課	<p>現在、高知市では令和2年度から令和6年度までの「第2期高知市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画に基づいた様々な取組を進めているところです。令和4年度の新しい取組としては、出産直後の母子の心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業について、従来の宿泊型、訪問型に加え、今年度から通所型を開始して、きめ細かい支援の充実を図るほか、2人以上のお子さんを出産された多胎家庭に対して育児や家事に関する介助、外出時の補助等を行う多胎家庭支援事業は、対象年齢を拡大して内容の充実を図りました。また、今年4月には、市内4か所目となる子育て世代包括支援センターと市内16か所目となる地域子育て支援センターを併設した、北部地域の子育て支援の拠点となる施設を開設いたしました。この施設では、母子健康手帳交付時に保健師や母子保健コーディネーターが妊婦の方全員と面接を行うことで個々に応じたサービスの情報提供や出産・育児に係る相談支援を行います。また、施設にはプレイルームや絵本コーナーなどがあり、乳幼児を連れた地域の親子の居場所として、また親子同士の交流の場として利用いただくとともに、育児講座や保育士等による子育て相談も行いながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目指しています。今後も「すべての子どもと子育て家庭を社会全体で支えるまちづくり」を目指して、限られた予算を有効に活用しながら取組を進めてまいります。なお、高知市では子育て情報誌として「こうち子育てガイドばむ」を作成して、ホームページに掲載しております。</p>
7月	子ども・教育	給付金のお願い	<p>子育て世帯に独自の給付金を考えてくれないでしょうか。私は4人の子どもがいるので、フルタイムではキツくパートを掛け持ちで生活しています。保育園や学校で頻りに濃厚接触になり、濃厚接触になれば7日間子どもたちを休ませなければならない。職場によれば特別休暇で対応してくださる所もあるかとは思いますが、私は全て有休消化。そんな方も多いのでは。6月にはもう有休も無くなってしまいました。この先子どもが病気をしても欠勤で給料が減るだけです。そして物価の高騰、コロナ前と比べ子どもの体調が少しでも悪いと24時間は保育園に連れていけないルール。そうするとたとえ元気でも2日間は休ませないといけない。なかなか働けず厳しいです。4人を産んだことには後悔はないですが、仕事ができず給料も減るこの環境に後悔するほど厳しい生活です。なんとか考えてもらえないでしょうか。</p>	子育て給付課	<p>現在本市におきましては、国の定める支給要領に基づき、全額国費である「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給事務を行っています。地方創生臨時交付金を活用しての「子育て世帯への独自給付」については、一部自治体の動向等は承知していますが、各自治体が新型コロナウイルス感染症対策の財源として国から交付される地方創生臨時交付金は、決して十分な額ではなく、長期に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの方が苦難を強いられる中で、施策に対し様々なご意見をいただいておりますが、全てのご要望にお応えできていないのが実情です。なお、厚生労働省が創設している「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」という制度がありますので、一度、事業主の方に年次有給休暇以外の有給取得についてのご相談をさせて頂いてはいかがでしょうか。事業主が相談に応じない場合や、ご相談しづらいなどの場合は、特別相談窓口(高知088-885-6041)にて、その旨ご相談されることも、ご一考いただければと思います。「子育て世帯への独自給付」につきましては、ご希望に添えず申し訳ありませんが、今後も国の動向をみながら事業を進めていく予定です。</p>
7月	子ども・教育	不妊治療助成金について	<p>不妊治療助成金の申請が、申請できない状況です。4月1日時点43歳と記載があるため、満44歳からは助成金あり、満43歳は、助成金なしと、言われました。空白の一年のような、状況です。4月1日時点42歳に訂正いただけませんかでしょうか。不妊治療は、時間との戦いです。不妊治療頑張っている、私の生まれ年一年間の人だけが、助成受けれないのは、平等ではないのではないのでしょうか。どうか、ご返答、よろしく申し上げます。</p>	母子保健課	<p>令和4年4月1日からの不妊治療の保険適用化につきましては、制度開始の直前まで詳細が不明な点も多く、制度をご利用される市民の皆様には多くのご心配をおかけしましたことお詫び申し上げます。高知市の不妊治療助成事業としましては、保険適用化に伴い、令和3年度でいったん終了しており、令和4年度は令和3年度の経過措置として実施しております。そのため、令和4年度に入って始められた治療につきましては、令和4年4月1日時点で43歳以上の方についてのみ、令和3年度からの経過措置として令和4年度中に限り助成を実施しております。不妊治療による経済的・精神的負担が大きいことについて、不安やご心配があることと存じます。今回いただきましたご意見を含めまして、今後の本市の少子化対策を進める中で検討してまいります。</p>

9月	子ども・教育	保育園保留通知について	<p>保育園申請において、希望すれば保留通知を出してもらえるようにしてほしいです。現在高知県はコロナ感染者が増え続け保育園幼稚園でも感染リスクも高まっています。高知市において、子育てしやすい環境や応援を掲げるなら、母親が子供の安全や会社との繋がり、生活面を考えて育児休業、育児休業給付金を延長する選択を出来るようにしてほしいです。</p> <p>育児休業給付金延長に当たっては、保育園保留通知書が必須になっており、保育園入園申請の際には入園意思の無い申込みは受け付けられないこととなっています。ですが、コロナで預けることの不安は拭えない状況です。会社に育児休業延長してもらえたとしても保留通知が無ければ給付金は打ち切りになり、生活が困窮します。給付金延長を望み保育園申請する際に、手続をしてくださる方、保育園側の方皆さんにご迷惑をおかけしてしまう現状です。</p> <p>自分の望む育児環境は、皆様にご迷惑をかけてしまい謝りながらじゃないと得られないのかと悲しくもなります。これで子育て支援されていると言えるのでしょうか。給付金延長はそもそも例外的なものだからと言われるかもしれませんが、それが無いと生活できません。望んで得られる人、得られない人がいて、平等と言えるでしょうか。</p> <p>保育園申請時に希望すれば保留通知を出してもらえるようにしていただければ、手続選考する方への負担も軽減されるかと思えます。そして、受入要請をされる保育園側にも迷惑がかかることは無くなると思えます。母親が望む育児環境を、誰に謝るでもなく実現できるようにしてもらおうことを切に願います。</p> <p>育児休業を早くに切り上げ会社復帰する、出来るだけ長く取りその後会社復帰する等の選択を金銭面で困窮している家庭にも自由に選べる高知市にしたいです。</p> <p>上記対応が不可ならそれに変わる育児支援は無いのでしょうか。</p> <p>※制度に沿わない要望だと思われるかもしれませんが、保留通知を望むのは自分だけでは無いと思います。本当にどうしても諦めきれず欲しいと思うのです。この要望を見て不快になられる方もいるかもしれませんが、子育て支援を進めていく上で、この件を望む人も居ることは知って欲しいです。</p>	保育幼稚園課	<p>保育所は、家庭でお子さんの保育ができない(保育の必要性が認められる)ときに保護者に代わってお子さんを預かり、保育することを目的とする児童福祉施設であり、保育所の利用の申込みにあたっては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に定める保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であること(保育の必要性)の認定を申請し、その認定を受ける必要があります。</p> <p>そして、保育所の利用調整(入所選考)の結果、保育の実施が行われない場合に「入所保留通知書」によってお知らせしています。</p> <p>また、育児休業の取得及び育児休業給付金の受給は、原則として子が1歳に達するまで行うことができること、保育所等に入れない場合等で、雇用の継続のために認められる場合には、最長2歳まで延長することが可能とされています。</p> <p>この保育所等に入れないことの証明として、「入所保留通知書」の提出が求められていますが、保育所等への入所の意思がなく、育児休業の延長を希望される方が「入所保留通知書」の入手を目的として入所申込みが行われることがあることに対して、平成31年2月7日付けの厚生労働省子ども家庭局保育課からの事務連絡の中で、入所申込みの事例を挙げて「法律・制度の趣旨に反するもの」とされています。</p> <p>こうしたことから、「入所保留通知書」は、保育所の利用を希望しており、保育の必要性を認められているお子さんの保育の実施が行われない場合に交付するものですので、保護者の希望により交付するものではありません。</p> <p>今回いただきましたご意見・要望につきましては、その取扱いを改めることが現時点では困難ですので、ご理解をいただけますようお願いいたします。</p>
9月	子ども・教育	保育料について	<p>現在、小学生二人と1歳児を育てています。3人目の保育料が全額負担です。高知県では少子高齢化に対して第2子以降は保育料軽減に取り組んでいるのに高知市は同時入所しか無料にならないのはどうしてですか。1人目が全額負担なのは理解できませんが、3人目となるともう少し軽減があってもいいのではないのでしょうか。ひとり親、低所得に対する軽減はあるのに一般の多子世帯も同様にしてもらいたいです。早期の検討をよろしく願います。</p>	保育幼稚園課	<p>保育料については、全国的に同じ制度での運用として、国の定める徴収基準額表の所得区分に応じて決定されており、保育料として利用者が負担する額を除いた保育所等の運営などの保育の実施に必要な費用を国、県、市町村で負担しています。</p> <p>こうした中、本市では、財政的な負担を増やすこととし、高知市独自の取組として次のとおり保護者の負担軽減を図っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育料の全体的な負担軽減 国の保育料徴収基準額表の所得区分が8階層であることに対して、独自の保育料の軽減措置として所得区分を15階層とし、さらに各階層で国の基準額より低く保育料を設定して保護者の負担を軽減。 2 多子世帯の負担軽減。 (1) 保育料 保育料については、同時に2人以上保育所等に入所して利用されている場合には、国が2人目を半額としていることに対して、平成26年度から2人目以降の保育料を無償化。 (2) 副食費 副食費(おかず・おやつ代)については、令和元年10月から月額4,500円を上限に減免することで、保護者の負担を軽減。 3 その他の負担軽減 就労されている保護者など、保育時間を延長する要望が高まってきたことから、7時30分からの早朝保育や、19時までの延長保育の実施拡大に取り組むなど、高知市独自の取組を進め、保護者の負担を軽減。 以上のことから、現時点においては、本市の財政負担を増やすことで、すべての保護者の負担軽減を図りながら、同時に2人以上入所している多子世帯への負担軽減を図っている状況であり、本市の財政事情からも、多子世帯の保育料の減額(無償化)として「同時入所」の要件を撤廃するなどの減額の拡大を図ることは困難な状況であり、また、ご理解をいただけますようお願いいたします。